

建設業の労働災害発生状況

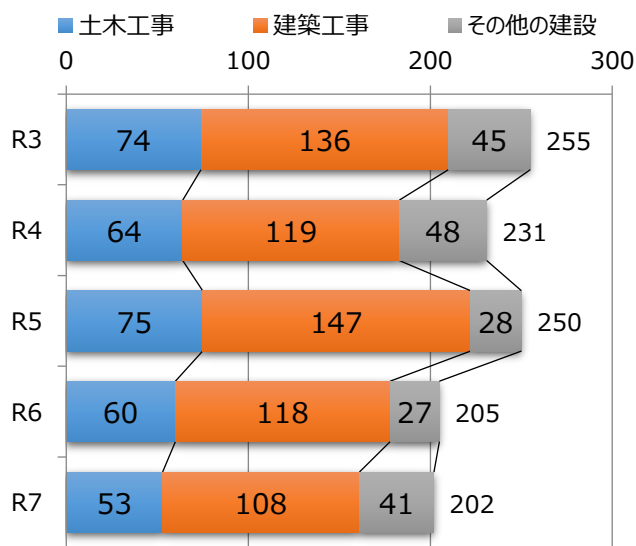
令和7年

群馬労働局 健康安全課

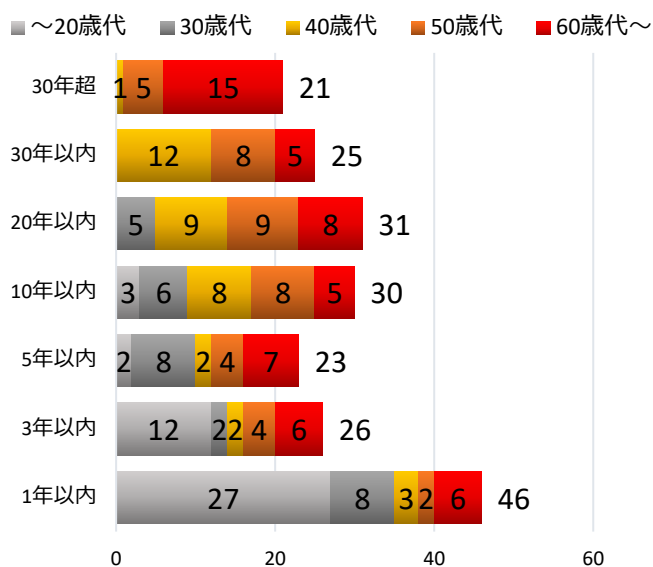
令和7年における建設業の労働災害による休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、202件と過去最少となりましたが、毎年200件を超える労働災害が発生しています。

経験年数別でみると「1年以内」が最も多く、年齢別では、20歳代までの**未熟練労働者**の割合が、特に多くなっています。

死傷者数の推移

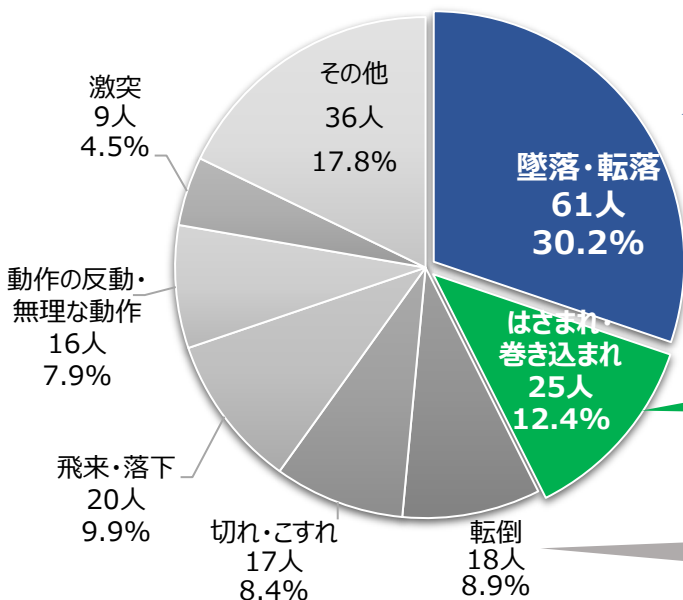


年齢別・経験年数別 発生状況（令和7年）



災害の発生状況を事故の型別でみると、「墜落・転落」が最も多く、はしご・脚立やトラックの荷台など、**低所（高さ2m未満）からの墜落・転落が約半数**となっています。

事故の型別割合（令和7年）



どこから落ちた??

2m未満 30人 2m以上 31人

- はしご・脚立から 18人
- 足場・屋根等から 16人
- トラック等から 10人
- その他 17人

何にはさまれた?

- 建設機械・トラックに 7人

どこで踏いた?

- 通路など 11人

はしご・脚立からの墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、手軽に持ち運びができ、現場で多用されていますが、簡便さゆえに安全意識が薄くなりがちです。

また、高さも2 m未満のため油断しがちで、ヘルメットの着用を省略する場面もありますが、万全の対策を講じましょう。

はしごや脚立は、転倒しない角度で使用し、天板の上に乗らないなど使用前の点検・確認を行いましょう。



墜落制止用器具を正しく使用しましょう!!

高所作業時の保護具である墜落制止用器具(フルハーネス型安全帯)を適切に使用して、万が一に備えましょう。



従来の安全帯(胴ベルト型安全帯)は、墜落時に身体(背骨、内臓等)への負担が大きいため、高さ6.75 mを超える場所ではフルハーネス型を使用する義務となっています。

フルハーネス型安全帯は、構造規格に基づいて製造されたものから、自分の体に合ったものを選び、使用者は、特別教育(6時間講習)を受講しましょう。



建設機械(重機)による災害をなくそう!!

建設機械による災害は、重機と共に運転者が負傷する、作業者が立入禁止区域に入って重機と接触するケースが多くなっています。

運転者はルールを守って運転し、シートベルトを締めましょう。作業者は重機に近づかない、近づく場合は運転者との合図を確実に行いましょう。

☑ 作業方法・手順の確認

☑ 作業場所・地形の確認

☑ 立入禁止措置をする

☑ 有資格者が運転

☑ 誘導者・監視人を置く

☑ 特定自主検査の実施

